



沢辺税理士事務所通信

令和 4 年 2 月 1 日号
NO.096

事業復活支援金の受付開始！

事業復活支援金の申請受付が 1/31 の 15 時より開始されました。皆様の関心が高く、また以前この通信でも取り上げさせていただきましたのでご存知の方も多いとは思いますが、内容を整理していきます。

給付対象は、新型コロナウイルスの影響を受けた（意外と忘れがち^^;）事業者で、**2021 年 11 月～2022 年 3 月のいずれかの月の売上高**が、2018 年 11 月～2021 年 3 月の間の任意の同じ月の売上高と比較（つまり、**前年 or 前々年 or 3 年前と比較**）して **30%以上または 50%以上減少**した事業者となります。単に売上をずらしたり調整した場合は給付対象外ですよ、とはっきり書かれていますのでご注意ください！給付額は個人・法人の別、及び年間売上高に応じて最大 30 万円～250 万円が 1 回のみ給付されます。**申請期間は 2022 年 1/31 から 5/31 まで**です。

申請には、登録確認機関の事前確認が必要です（「事前確認」とありますが、入力項目を全て入力後、最後に行っても OK です）。弊社は登録確認機関の登録をしておりますので、顧問先様でしたら、**事前確認のみでしたら無料**で行わせていただきます。**申請 ID、入力した電話番号、何月を申請対象月にしたか、をお教えてください**。申請の全てを代行することもできますが、その場合は有料となりますのでご了承ください。

なお、事前確認は以前一時支援金や月次支援金を申請している場合は不要（＝スキップできる）です。前回申請時の ID もそのまま使えます。

必要書類ですが、こちらも一時支援金や月次支援金の申請時のものとほぼ同じです。

法人 履歴事項全部証明書（いわゆる会社謄本）、個人 運転免許証等
個人確定申告書または法人決算申告書（事業概況説明書含む）2～3 年分
売上台帳
振込先に指定する通帳
指定された宣誓・同意書

また、地方自治体独自の支援金も開始しており、広島県の場合ですと昨年 10 月まであった「広島県頑張る中小事業者月次支援金」が再度実施されています（今のところ、今年の 1 月分と 2 月分）。給付対象は事業復活支援金とほぼ同じため、事業復活支援金と重複して申請することができそうです（飲食事業者の「感染症拡大防止協力支援金」を受けた事業者を除く）。こちらもご確認ください。

支援金の申請に関して不明な点がございましたら、各担当者までお問い合わせいただければと思います。